

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和 2年 9月29日
発信課	保健所衛生検査課
担当者	上林, 尾崎
連絡先	電 話 0166-25-5324
	F A X 0166-26-8201
	E-mail eiseikensa@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	
発表項目 (行事名)	「新しい生活様式」取組支援事業の申請受付期限の延長について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>本市では、市民の日常生活に密接に関係している生活衛生関係営業店舗等に対し、「新しい生活様式」の取組のための支援や取組状況の周知を行い、店舗における感染リスクの低減や、誰もが安心して利用できる環境づくり、市民一人一人の「新しい生活様式」の実践を図るため、「新しい生活様式」取組支援事業（以下「本事業」という。）の実施を決定しました。</p> <p>本事業については、本年8月3日から申請受付を開始したところですが、申請件数が当初の想定を下回っている状況にあることから、令和2年9月30日（水）までであった申請受付期限を、令和2年11月30日（月）まで延長します。</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。)
報道（取材）に当 たってのお願い	
備 考	



「新しい生活様式」取組支援事業

【新衛生スタイル取組宣言店】

申請の手引き



旭川市では、生活衛生関係の営業をされている店舗の皆様に対し、「新北海道スタイル」や「業種別ガイドライン」を中心とした取組（**新衛生スタイル**）のための支援を行うことで、店舗利用者が安心して利用できる環境づくりや、市民一人一人の「新しい生活様式」の実践につなげることを目的とした『「新しい生活様式」取組支援事業』を行います。



申請受付期間

令和2年11月30日（月）まで

※当日消印有効

期間延長しました

支援内容

（募集要項1ページ）

【新衛生スタイル取組宣言店】
ステッカーの交付
支援金30,000円の給付

対象店舗

（募集要項2～3ページ）

飲食店・食品小売店など食品営業関連店、理容所、美容所、
公衆浴場、クリーニング所、旅館・ホテル、映画館、
その他生活関連サービス店舗

（エステ、ネイルサロン、フィットネスクラブなど）

※ 旭川市内に所在し、受付・販売場所でお客さんと直接・対面して営業する店舗に限ります。

必要な取組

- ☆ 新北海道スタイルの事業者向け「7つのポイント」
- ☆ 業種別ガイドラインを参考とした感染防止対策
- ☆ 旭川市保健所が制作した実技動画の視聴等

裏面に続きます

申請方法

(募集要項6～7ページ)

次の書類を**郵送**してください。

- ※ 感染症の拡大防止のため、持参等による窓口での申請は受け付けておりません。
- ※ 郵送による申請が困難な方は、担当までお問い合わせください。

- | |
|--|
| ① 「新しい生活様式」取組支援申請書（様式第1号） |
| ② 「新しい生活様式」取組店舗情報記載書（様式第2号） |
| ③ 営業に係る許可・確認証等の写し
(許可, 確認, 登録等を必要としない業種については, 主な営業内容がわかるもの) |
| ④ 店舗の営業の実態が確認できるもの（帳簿など） |
| ⑤ 誓約書（様式第3号） |
| ⑥ 店舗における取組の実態が確認できるもの（写真など） |
| ⑦ 振込先の口座情報が確認できるもの（通帳の写しなど） |

※複数の店舗について申請する場合、②③④⑥はその全ての店舗について提出が必要です。

郵送先

〒070-8525
旭川市7条通10丁目 第3庁舎保健所棟1階
旭川市保健所衛生検査課
「新しい生活様式」取組支援事業担当

問い合わせ先

「新しい生活様式」取組支援事業専用ダイヤル

電話 **0166-25-9114**

(受付時間) 8時45分から17時15分まで (土日祝日除く)